

【資料名:募集要項】

No	頁	項目	質問内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	回答
1	7	第3章 3.応募資格に関する事項 (2)応募資格要件 ② 運営における応募資格要件 ア	「また、国内において水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における急速ろ過方式の(以下省略)」とありますが、前記3つの事業ごとの実績ではなく、いずれかの事業に関する運転管理業務実績が5年以上必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	8	第4章 1.募集要項等に関する質問の受付 (7)募集要項等の変更	「募集要項等に関する質問を踏まえ、募集要項等の内容を見直し変更を行うことがある」とありますが、変更内容によっては見積上限額も見直しが必要になることが想定されます。その場合には、見直された見積上限額も公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	見積上限額に変更が生じた場合は、プロポーザルの中止となります。
3	11	第4章 4.応募表明書及び応募資格審査申請書等の受付 ○応募資格審査申請時の提出書類	「会社概要書」は、会社のパンフレットを提出する形でよろしいでしょうか。	会社の概要が記載されている資料であれば問題ありません。
4	11	第4章 4.応募表明書及び応募資格審査申請書等の受付 ○応募資格審査申請時の提出書類	「業務経歴書」に関する様式は、任意という理解でよろしいでしょうか。会社の業務経歴として、沿革を提出する形を想定しています。	業務名、受託金額、受託期間等が記載されている資料であれば問題ありません。
6	13	第4章 7.提案書の受付 ○提案書提出時の提出書類	「提案書の電子データ形式(CD-R)」のデータ形式は、PDF形式で提出するという理解でよろしいでしょうか。	電子データの形式はすべてPDF形式での提出としてください。
7	13	第4章 8.提案内容の審査	「なお、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、基礎審査の結果と併せて応募者又は応募者の代表企業に通知する」とありますが、いつ頃の通知をご予定されているでしょうか。	応募者数により審査に時間を要する場合がありますが、現時点では10月中を予定しています。
8	14	第4章 12.委託契約の締結	「委託契約内容の詳細について優先交渉権者と協議を行い、仕様書を定める」とありますが、ここでの仕様書とは、委託契約書や要求水準書等を指すという理解でよろしいでしょうか。 (同文章の「本組合はその仕様書に基づく見積書を徴し(以下省略)」も同様です。)	契約協議によって、改めて仕様書を定めます。

9	15	第5章 4.実施状況のモニタリング	貴組合が実施されるモニタリングについて、「定期的に確認を行う」とありますが、本内容は契約書(案)第34条(本組合による委託業務の検査等)に示される内容を想定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	1	【別紙2】 リスク分担表 ① 共通事項 No2 入札説明書リスク	本項で示される入札説明書とは、募集要項を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	2	【別紙2】 リスク分担表 ② 維持管理段階 No36 原水リスク	「上記以外の維持管理費の増大」とは、要求水準書のP3 2.原水水質の引渡条件で示される項目及び水質の範囲内で発生する原水リスクを事業者が負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	2	【別紙2】 リスク分担表 ② 維持管理段階 No48 施設損傷	「ハッキングウイルス等による通信システム障害リスク」について、事業者に帰責がある場合に事業者が▲のリスクを負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。事業者の責任により危害が発生した場合、リスク負担が生じるものです。
13	2	【別紙2】 リスク分担表 ② 維持管理段階 No49 要求水準未達リスク	本項は、要求水準書のP3 2.原水水質の引渡条件で示される項目及び水質の範囲内かつ、不可抗力等によるものを除くリスク分担が示されているという理解でよろしいでしょうか。	水質の事項に関する要求水準の未達については、ご理解の通りです。
14	1	【別紙3】 第三者委託業務の責務と責任分担 水道検査の実施、記録の作成・保存、検査の委託	※2で「組合側は水質検査計画の策定に対する責任を負う」とありますが、委託期間中に水質検査計画の内容が変更(検査の項目や頻度等)された場合には、水質検査にかかる委託費の見直しは行っていただけたとの認識でよろしいでしょうか。	水質検査計画の内容変更に伴う委託費の見直しは、必要に応じて協議により決定するものとします。

【資料名：要求水準書】

No	頁	項目	質問内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	回答
1	3	第2章 2.原水水質の引渡条件	「濁度1,000度以下」について、原水濁度が1000度以下の場合においても、同規模の高濁度が数日間継続した場合には、排水処理の施設能力を超えてしまう恐れが想定されます。そうした場合には、水道用水の供給を継続するための努力義務を事業者が負う一方で、リスク分担の観点としては施設能力を超えるものとして不可抗力等に該当するなど、事象ごとに協議していただけないでしょうか。	不可抗力に該当するか否かについては、協議により決定するものとします。
2	7	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (2)運転業務に関する要求水準 ① 水質管理の水準	活性炭の注入について、「異臭味の苦情が発生した場合」とありますが、苦情により注入が必要な場合には、受水団体から連絡を受けた貴組合から事業者注入の指示があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	7	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (2)運転業務に関する要求水準 ① 水質管理の水準	活性炭の注入停止にあたっては、2-メチルイソボルネオール(2-MIB)の検査結果及び苦情の状態から判断する必要があるため、停止基準等は貴組合と協議により定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	7	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (2)運転業務に関する要求水準 ② 水量管理の水準	水量管理に関する要求水準として、「馬越浄水場最大取水量」「計画取水量」「計画給水量」が示されていますが、本事業ではこれらの水量を元に、各受水市町の需要水量に応じた取水・送水を行うことが要求水準として求められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	8	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (3)保守点検業務に関する要求水準 ③ 建築設備保守管理	「また、防災上必要と考えられる設備については、本事業者において設置すること」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているか、ご教示願います。	労務災害等の防止及び発生リスクを最小限に留める措置を想定しておりますが、基本的には事業者の任意としています。ただし、関係法令を遵守してください。
6	8	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (3)保守点検業務に関する要求水準 ④ 機械・電気・計装設備保守管理	「高圧電気設備については、年1回精密点検を実施すること」とありますが、本内容は要求水準書のP12 5. 施設管理業務で示される「自家用電気工作物保安管理業務委託」で行う年次点検と同様の内容を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。点検に当たっては、関係法令を遵守してください。

7	9	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (4)運転業務及び保守点検業務に係る関連業務委託	表中の「浄化槽点検清掃業務委託」は、浄化槽法(第10条第3項)に基づき、浄化槽管理者(本件の場合は貴組合)から、保守点検及び清掃それぞれの許可を取得する者に委託することができると認識しています。 このことから、運転管理等を含む本事業に上記業務を含めると、再委託をする場合においても事業者がそれぞれの許可を有する必要があるため、本件に参加できる企業を著しく制限してしまう恐れが高いと思慮します。 上記より、「浄化槽点検清掃業務委託」を本事業の対象外としていただけないでしょうか。	浄化槽管理者の変更等も考えておりますので、「浄化槽点検清掃業務委託」を本事業の対象外とはしません。 なお詳細については、契約協議の段階で決定します。
8	9	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (4)運転業務及び保守点検業務に係る関連業務委託	表中の「電気設備点検(CC・継電盤等)」について、対象となる施設をご教示願います。	対象となる施設については、非常用自家発電機の発電機盤、自動始動盤です。
9	11	第3章 4.施設維持修繕業務 (1)計画修繕工事	「なお、予定年度は参考として本組合が修繕を予定していた年度を記載したものであり、保守点検結果を踏まえて、本組合と協議のうえ、適宜行うこと」とありますが、実施年度の変更があった際には、変更内容に応じて年度ごとの支払い金額も見直していただけるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて協議により決定します。
10	11	第3章 4.施設維持修繕業務 (1)計画修繕工	表中の「沈殿池掻寄機塗装工事」について、()書きで「耐震補強工事含む」と記載されていますが、本事業において4条予算の内容も計画修繕に含まれるのでしょうか。 見積書作成にあたり、あらためて確認するものです。	耐震補強工事は、沈殿池掻寄機塗装工事に含めないものとします。
11	12	第3章 5.施設管理業務 (1)施設管理業務に係る関連業務委託	自家用電気工作物保安管理業務委託について、事業者が自家用電気工作物のみなし設置者(主任技術者制度の解釈及び運用(内規)1.(2))として、本業務を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	12	第3章 6.各種報告書作成業務 (2)各種データの記録	運転監視、水質検査結果等の各種データについて、「委託期間終了までに本組合へ提出すること」とありますが、各データの提出頻度等は、貴組合との協議により定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	3	【別紙4】 水質検査項目及び検査頻度の詳細 水質管理目標設定	「水質管理目標設定」に関わる受水池の検査計画頻度(回/年)について、「法令に基づく水質検査」の注釈部分と同様に、月ごとで検査を実施するグループに分ける必要がないか(又は、全ての受水池で表に示される頻度の検査を実施するか)、ご教示願います。	水質検査の実施方法等については、協議に応じます。
14	3	【別紙4】 水質検査項目及び検査頻度の詳細 日常水質検査	「消毒の残留効果」の評価について、「0.1mg/L以上」と読み替えてよろしいでしょうか	ご指摘を踏まえて修正いたします。

15	4	【別紙4】 水質検査項目及び検査頻度の詳細 整備組合が独自に行う水質検査	検査頻度(回/年)で示される「水源」に関し、以下の内容についてご教示願います。 ① 各水源の数、名称 ② 各水源の位置が分かるもの ③ 馬越浄水場から各水源へ移動するにあたり、おおよそ必要な時間(車移動を想定しています)	水源の数は6箇所になります。名称及び位置については下記のとおりです。また、水源6箇所の採水を車移動で行う場合の所用時間については、片道約2時間程度です。 1、大川橋(会津若松市大戸町大字芦牧付近) 2、大川ダム(会津若松市大戸町大字大川付近) 3、湯野上(南会津郡下郷町湯野上居平乙付近) 4、鶴沼川(南会津郡下郷町高隴付近) 5、櫛沢川(南会津郡南会津町永田枇杷影付近) 6、荒海川(南会津郡南会津町金井沢付近)
16	4	【別紙4】 水質検査項目及び検査頻度の詳細 整備組合が独自に行う水質検査	「整備組合が独自に行う水質検査」に関わる受水池の検査頻度(回/年)について、「法令に基づく水質検査」の注釈部分と同様に、月ごとで検査を実施するグループに分ける必要がないか(又は、全ての受水池で表に示される頻度の検査を計画)、ご教示願います。	【資料名:要求水準書】No.13の回答を参照してください。
17	5	【別紙4】 水質検査項目及び検査頻度の詳細 異臭味対策に伴う水質検査	活性炭注入基準値について、「0.000003mg/L以上」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
18	5	【別紙4】 水質検査項目及び検査頻度の詳細 異臭味対策に伴う水質検査	異臭味対策に伴う水質検査について、浄水場の「入口又は出口」とありますが、入口・出口両方の検査が必要となった場合には、検査頻度が増加した分の費用を精算ができるという理解でよろしいでしょうか。	【資料名:募集要項】No.14の回答を参照してください。

【資料名：募集要項様式集】

No	頁	項目	質問内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	回答
1	11	【様式10】 見積書	本様式に記載する「応募者番号」は、応募資格審査結果の通知に合わせて提示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

【資料名：事業者選定基準】

No	頁	項目	質問内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	回答
1	3	第5章 2.総合評価 (1)プレゼンテーション及びヒアリング ② 実施場所	実施場所は用水供給課の3階会議室とありますが、当日のレイアウト(審査員・応募者の着座位置やパソコン・プロジェクター設置位置など)について、ご教示願います。	提案書提出後の基礎審査結果の通知と併せて、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細についても通知予定です。この際、当日のレイアウトも提示します。
2	4	第5章 2.総合評価 (1)プレゼンテーション及びヒアリング ⑥ その他	プレゼンテーションの実施にあたり、スクリーンに投影するスライドと同様の資料を配布することは認められるでしょうか。 また、上記資料の配布が認められる場合には、必要な配布部数をご教示願います(提案書の提出部数と同じ部数を準備しておくことなど)。	事業者選定基準P.4⑥その他において、追加資料の配布は認めないと記載しているため、スライドと同様の資料を配布することは認めません。

【資料名:委託契約書(案)】

No	頁	項目	質問内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	回答
1	4	第1章 第10条 (産業財産権の保持) 第2項	貴組合で本事業者が有する産業財産権をご使用される場合には、ご使用される産業財産権や使用用途等を事前に事業者へご確認いただけるという理解でよろしいでしょうか。本質問は、貴組合でご使用される産業財産権によっては、事業者の競争力に係る営業上又は技術上の秘密情報が含まれていることも考えられるため、確認するものです。	ご理解の通りです。
2	9	第3章 第32条 (業務報告書の作成) 第1項	「毎月分の業務報告書を毎月末日までに作成して本組合に提出し、(以下省略)」とありますが、当該月の内容を反映させる必要があるため、提出期限に関して本契約締結までの間に協議させてもらえないでしょうか。	提出期限は契約協議の段階で決定するものとします。
3	9	第3章 第33条 (セルフモニタリング) 第1項	「本委託が要求水準書等に則り適正に実施されていること本事業者自ら確認し、毎月月末までに、当該検査結果を(以下省略)」とありますが、当該月の内容をまとめた上で社内検査を行い、社内検査報告書を作成する必要があるため、提出期限に関して本契約締結までの間に協議させてもらえないでしょうか。	提出期限は契約協議の段階で決定するものとします。
4	15	第6章 第54条 (物価の変動に基づく委託料の額の変更) 第1項	物価変動に関する内容が示されていますが、委託料変更の算出方法等に関しての内容が具体的に明示されておりません。本事業期間は5箇年の長期に渡るため、見積書提出時点からの物価変動に対して、事業費の過不足が発生する可能性があります。また、物価上昇リスクに対する応募者ごとの考え方によっては、ご提示された見積上限額内で物価上昇に対する必要なりリスク費を計上できない恐れも考えられます。従いまして、以下の内容についてご教示願います。 ①物価変動の見直しを行うための初期の基準点は、提案書及び見積書提出日となるのでしょうか。 ②様式11の業務費内訳明細書に計上費用の指標があり、各項目(固①人件費、固②維持管理費等)に対して、どのような物価指標を用いるのでしょうか。 ③物価変動を適用する際の各指標の変動幅は、プラスマイナス何%を超えたときに委託料の見直しが行われるのでしょうか。 ④委託料の変更を行うための算出式をご教示願います。 ⑤物価スライドは毎年度末をもって、翌年度4月に精算されるのでしょうか。	物価の変動に基づく委託料の額の変更については、資料「全体スライドについて」をご確認ください。
5	15	第6章 第55条 (保険)	「自己の費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする」とありますが、一定以上の付保内容が満たされていれば、事業者が加入する任意の保険でも良いとの認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。

全体スライドについて

(1) 物価変動等の指標

包括的維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

表 1 物価変動の対象となる費目及び指標

区分	改定の対象となる費目	指標
固定費	人件費	・ 建築保全業務労務単価／宮城地区（国土交通省） (1) 保全技師Ⅰ (2) 保全技師Ⅱ (3) 保全技師Ⅲ (4) 保全技師補 (5) 保全技術員 (6) 保全技術員補
	その他費用（諸経費等）	・ 人件費の変更に応じて、付随する経費等を変更する

(2) 改定の条件

履行開始日から 12 か月経過後に、残りの履行期間の契約金額のうち履行開始日時点と基準日時点の労務単価を置き換える方法で変動額を算出します。本組合設計書（積算時の本組合設計書×落札率）の労務単価を基準日時点の最新単価に置き換え算出した変動額から、残りの履行期間の契約金額に「1.5%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。

人件費について、建築保全業務労務単価の「保全技師Ⅰ、保全技師Ⅱ、保全技師Ⅲ、保全技師補、保全技術員、保全技術員補」の 6 区分の単価を使用する。

表 2 各指標の内容

事業対象年度	当該年度の指標	比較する基準の指標
2027 年度（令和 9 年度）	2027 年度の建築保全業務労務単価	最後に改定を行った年度の改定額 ※第 1 回目の改定が行われるまでは 2025 年度の建築保全業務単価
2028 年度（令和 10 年度）	2028 年度の建築保全業務労務単価	
2029 年度（令和 11 年度）	2029 年度の建築保全業務労務単価	
2030 年度（令和 12 年度）	2030 年度の建築保全業務労務単価	

※当該年度の指標とする建築保全業務労務単価は国土交通省官庁営繕部より毎年 2 月に発表される単価を参照とする。

(3) 算定方法

スライド額は、建築保全業務労務単価に基づき、次式により算出する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1.5 / 100)] \quad (\text{ただし、} P1 < P2)$$

この式において、S、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表す。

S：スライド額

P1：変動前残委託業務量相当額（税込み）

P 2 :変動後残委託業務量相当額(変動後(基準日)の労務費又は物価等を基礎として算出した(P 1)に相当する額)(税込み)

($P = \alpha \times Z$ α : 落札率 Z = 積算時の本組合設計額 $\times$ (1 + 消費税率))

請求日及び基準日等の定義

- ・ 請求日…組合又は受託者がスライド協議を請求した日。
- ・ 基準日…変動額等を算出する基準となる日。請求日とすることを基本とする。
- ・ 残りの履行期間…基準日の属する月の翌月以降の履行期間とする。

(4)スライド額算出にあたっての留意事項

- ・ スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・ 基準日は、請求日とすることを基本とします。また、請求日から起算して14日以内の組合と受託者が協議して定める日とすることも可能とします。
- ・ 消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行い、落札率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入し、それ以外(変動額、請求者負担分等)の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理をします。